

いと思います。

先進諸国ということに関しましては、独特の御判断をなさっていて、大変貴重な意見だと思っています。ややもすれば科学技術が進歩したり、あるいは金だたくさんあるのが先進諸国だと一概に言いますが、そうではなくて、一つでもすぐれたところがあれば、これは先進だというならば、私は非常に賛成したいと思います。たとえば、南の太平洋の島のパラオという島では、非核憲法というのがある。憲法非核論がある。パラオだけです。本当に先進的だと思っていますけれども、そういうことも含めまして先進国と言っているならば、私は大賛成です。

それから次に永久という言葉についてですが、永久はせいぜい百年くらいとおっしゃいました。ぼくもそうは思いませんけれども、そのときに永久保障なるものがあるのかどうかということですね。永久保障というものがなければ、

永久保障といくら言ってもためなんです。

そういうふうにも経済的にも思想的にも不安な感じなような内容をもっと伺わなければ、どういふことを想定して、これが永久保障されるかが望ましいのか。たとえば戦後三十四年間たつてすでに日本の平和は保障されているのじゃないかと思つたとともに、実はもっと安保条約を強化しろ、日本は肩がわりしろ、逆のこともあります。安保条約があるから、私たちの横田基地にも核が来たり、それから基地があたり、だから安保条約や核がない方がいいと言つたときに、その場合には永久の保障とは言えないわけですから。もう一度塩野議員の現在の日本は経済的にも思ひ心の不安なく平和な市民生活の永久保障される。その保障は一体何なのか。どういう保障なのか伺いたい。

それから最後で残念ですけれども、いま言いましたス

パイ防止法について内容はわからない、そういうことを前提にいたしましたも、その中身を想像するためには上の四点についてはいさ御答弁願いたい。

○二十四番（塩野鉄之助君） 私は一括してということをおっしゃいますけれども、スパイ防止法ですね。このことについては私も補足説明でしておりますし、やはり個人は個人の秘密があるように、企業には企業の秘密がある。国家には国家の秘密があっても不思議ではありません。ということをおっしゃっておりますし、これはやはり国家の秘密とこの問題については補足説明でございすけれども、この秘密を知られたくないということについて間諜という言葉を使いましたけれども、これを採られることによって、非常に迷惑をこうむる事件があるわけです。国にもそれなりの事件があると思ひます。個人もあると思ひます。企業にもあると思ひます。それでスパイ防止ということでは、そういうことだ

ないようなことを防止と考へて使つてあるわけですか。

それから国家機密ということをおっしゃいました。これはやはり国の機密である。同じようなことじゃないか。それがい担当している。要するに政府の……。「防衛秘密とは具体的に何なんですか」ということは呼ぶ者あり……「防衛ね……」「国家機密」ということはわかってますしと呼ぶ者あり……「防衛」ということはあなたと私とはおのずから考えが違ふわけですから、なかなか一致してありませんが、やはり防衛とは自分を守るということだと思ひます。どうしてもやはり遠藤さんとは思想が違ふようです。「質問しているんだから、意見じゃあないよ。全然答えていないじゃあないですか」と呼ぶ者あり……

○十三番（松山清君） 質問者があつたんで……「私

に言うの……はかにだれに言うんだよ。」「松山さん、ち
よと声を大きく、静かに」と呼ぶ者あり……先ほどの
の質問者の遠藤議員がいろいろとお聞きしてあり
ました。が、そのやりとりを聞いてありまして、私
もどうしても幾つか納得のいかない点があるわけ
です。

そういう点で、この場合は提出者にお聞きするしかない
ので、お聞かせいただきたいと思いますけれども、先ほどのスバ
イ防止法について自分には知らない。国会で決めてほしい
というような御答弁があつたが、私はこれは納得がいかない。
あくまでも、この文章を見ますと、この最後の方に、その現
在の日本が経済的にも思想的にも不安なく、平和な
市民生活が永久に保障されるための法律として、スバ
イ防止法の制定を促進する。このいわゆる永久にそういう
ものを保障させるスバイ防止法というのは、万能草木みたい

なことをお書きになつておるんですから、そのくらいの効力があるものだということであれば国会で決めてほしいとか、自分には知らないではすまないんですね。少くとも当然その内容についてお知りになつておると思います。お知りになつておると思ひますので、それほどの万能草木なら、ぜひとも私はここでお聞きしたいと思ひます。それほどの万能草木ということになつて、日本の平和が、それほどの問題によつて守られるんなら、それなりにこの内容をどうしてもお聞きしたいと思ひます。これはお知りになつておられると思ひます。その点で、先ほどもお聞きしたい。納得がいかないんです。それから先ほども、私ほもう一度確認したいんですけれども、この防衛秘密がつつ抜けたら、たんに何にもならないということですか、防衛秘密というものは、その範囲というものは、どこからどこまで防衛秘密というのか。これはある意味では、先ほども出ま

したけれども、際限がないわけですね。もしどこからどこまで
ということを決めなければ。何でもかんでも防衛秘密とい
ことであれば、それは大変なことになってしまうわけですね。
そういう面では提出されておるんですから、当然にお知り
になっておると思うんですけれども、私はそういうことを出
していただきたいと思います。

それから先ほども本当に繰り返し申し上げて私は納
得できないのでお聞きしておるんですけれども、国家機
密というのは、国会で決めることすべてというふうなこと
を言っておられます。国会で決めるものなんだとおっしゃ
ておられるけれども、もしこれが国家機密ということなら
ば、これは大変なことであって、これを国家機密と規定
するならば、日本の政府は成り立たなくなる。国会で決
めたものを言ったら罰せられるということになったら、それは大
変な世の中にならう。現在は世界にはいろいろな

大変な国もそれはありますけれども、そういう中でもきわめて
日本が知るべきのできない、もしおつゆるとおりのことにな
れば、政府じゃなくて国にならう。

私はこれは日本民族の存亡に係る問題だと思つて憂
えるわけですね。その点ではこの際やはりお知りになつて
思つて、ぜひ教えていただきたい。私にはさっぱりわから
ないですね、その範囲も。

それから先ほどもアメリカ、イギリスやフランス、スイス
というところでは言論自由な先進国においてはこの法律が
とも規定しているわけですね、スパイを罰する法律が
ある。ここでお聞きしたいんですけれども、それでは一体これら
の国の憲法で軍隊はどのように規定されておるのか。日
本では少くとも軍隊というものは憲法で禁止されておる
わけですね。そういう実態のある自衛力というふうなこ
とですが、しかし憲法上では明確に禁止されておるわけ

すよね。それと同時に、こういうアメリカ、イギリス、フランス、スイスは日本と同じような憲法形態になっているのか。憲法が規定されているのか。それなら同時に設けられると思えます。憲法そのものが軍隊についてどういうふうに認めておるか。認めている国と、憲法上認めていない国とでは、当然、あのずから防衛秘密がうぬぬんというようなことを、刑提条件が違ふんだということ、そういう点でどのよう

に考えておられるか。
それから根本的な問題なんです、いわゆる「パイ防止法」と「情報公開」というようなものが叫ばれていますけれども、そういうものと整合性を保つことができるかどうか。せやや、そういう方向に向かってあります。

確かにいろいろ有識者等が情報公開と言っている、アメリカも相当日本に比べたら行政資料等が公開

されております。こういうものと、このスパイ防止法というのは、私は相反するんじゃないかと思っておりますが、整合性というものはものが持てるのかどうか。そういう点について大変申しわけないんですが、先ほどの質問者と重複したような面があるかと思っておりますが、この機会を逃して提案者がうお聞きすることとはできませんので、ぜひとも教えていただきたいと思っております。

○二十四番（塩野鉄之助君） 松山議員の質問にお答えします。総括的に一括してお答えしますが、答へになるかどうか分かりませんが、スパイ防止法ということについて、第一点がありましたね。これはやはり秘密というものを、私はスパイというのは、さっきも答への中にあつたように、間諜、まわし者というふうに言いましたけれども、これはやはりスパイという言葉は、やはり一つのわれわれの日常語というか、そういうふうに考えております。その定義

ということについても、その辺、お答えしたつもりですけれども、防止法について、その制定いかんということか、やはり自分たちの国家の秘密ということを探られることに對して、私はスパイ防止法ということは、それなりの立場を守るために防止をしてもいいということであつた話になります。

それから防衛秘密。これは見解の相違であります。やはり防衛というものに対しては、それをわが国で自衛隊がやっていることに對して、確かにそれはこの程度はさつき遠藤さんに言ったように、ちゃんという公開するようなものがあります。確かに自衛隊の富士の演習とか、そういうようなこともありますけれども、それについても私はどういふふうにやっているかということについては、やはり知る権利と、知らせない、要するに答弁しないとか、こういう秘密を守る権利もあるわけですから、私も、そ

ういふふうな防衛秘密ということについては、見解はさつきらについて、そのためには何でさつきも申したさつき永さん、うような人が出て、向こうへ日本の防衛力に對して流すんだというふうな、これが防衛秘密だと私は思います。……何も無いでいい。黙って聞け。……大きい声を出すんじゃない。……国家機密ということについて、それそれ秘密がある。その秘密については、私もそれが秘密だということには、この範囲は非常に広いものですから、これが秘密で、これが秘密でないということはありません。国の方針について……秘密だというふうなことを考えておきます。それがつつ振けになるようなことがあれば、現在の日本は経済的にも平和な市民生活が永久に保障されるためにということでは、私たちはいまの自由と平和ということを考えております。

忘々にして、いろいろの事件が起こるわけです。それには
どうの考へ、こころの考へ、それぞれの考へがあらわけ
です。その行動をとられる場合があります。そういう
ことについて私は言ったわけです。不安がなく、平和な
市民生活ができるというのは見解の相違いです。
こころいうふうにするればさき言われました日米安保条約
を強化すればいい。それがなくなれば変化ということもあり
ます。これもやはり見解の相違でござります。私たちの
考へていることは日米安保条約がある以上、やはり
それにのっとりながら、現在の国の政策がそのとおり
持続されることを私は望んでおります。これらにつきまし
ては、やはり思想の違ひということだと私は考へてお
ります。人にはそれぞれの考へがあります。白いものを黒い
という者もあるでしょう。黒いものを白いという者もある
と思ひますけれども、レンズのある方によって違ふという

ふうに考へておりますので永久に保障させるためにとい
うことは、永久ということとは先ほどお答えしたとおりです。
これは情報公開ということとはまた公務員等であらう
議論されるところがあらうけれども、公開の席は
やはり国会でも公開の原則がござりますが、そういう
ことも……

答へになつておりませんけれども以上をもって終わります。
○十三番（松山清君） また質問は三回しか認めていただけな
いようなので、答弁漏れをしたところは、またここで二回に数
えられてしまいますので、もちたところはぜひ一つ第一回とい
うことでお認めいただかないとならないんですが、アメリカ、イ
ギリス、フランス等は軍隊は憲法にどうなつてい
かという事です。

○議長（末次性男君）
○十三番（松山清君）

発言と求めてください。
第一回目の答弁で答えていただか

ないと思ふんです。質問して下さるから。漏れたんで
すよ。

○二十四番（塩野鉄之助君） 私は松山さんは逐条的に申
したけれど、私は一応一括してお答えしたつもりですが、よろし
くお願いしたいと思います。

○二十五番（松山清君） 質問する前にお願ひしておきたいんです
けれども、答弁は一括でもかまいませんけれども、質問した
内容につきましては、一応網羅していただかないと困るん
です。五つ質問して一つ答えたから、それで一回というこ
とじゃ、いままでの議員の質疑等についても、理事者と
のやりとりについても、許されるものじゃない。それが
議員間なら許されるということじゃなくて、ぜひ私らの
質問にまゝ直にお答えいただきたいと思っています。と言
うのはなぜかと言いますと、知らないからです。ここで教
えていただかないともうお聞きする場所がないんです。よ

再三同じことを言っているんです。これが別なところで慎重
審議する場所があるならば別ですが、ここで聞かす
るしかないわけですから、ここで聞かさないともうど
うにもならないんです。その点だけ再三再四言っているわ
けです。

しょうがないので二回目ですけれども先ほどスパイ防止法の
内容について特効薬というのか、万能薬というのか、日本の
平和を守るためには、万能薬とここに書いてあるわけ
ですから、それについて聞いたんですけれども、さっぱり教
えていただけない。秘密を探られるのはいやだ。これはさ
うだと思ふんです。しかしその秘密を守ることこそ
言い返していかないと、これは目的なん
だ。内容がなければ秘密を守ることはないと思ふん
です。万能薬になつてしまふということでは、お知りにな

ていると思えますが、お知りになられているんですから、この際教えていただかないと困るんですよ。

それは国会で決めてほしいとか言われなくても、いやあ国会でどうなるんですか。国会では目鼻もついていないというか提案すらされるという状況も全くないわけですか。かんじんのところについて目鼻もついてないわけですか。

いろいろあるんじゃないですか。私は一九八〇年に何とか要綱というのを聞いたというような話を聞いておりますけれども、まだ内容は聞いていませんが、これはこの際御発表いただきたいと思っておりますね。

その辺がどうもこれは昔々からあるんですけれども、現在のスパイ防止法のルーツになつてゐるみたいです。一九八〇年の要綱とどうするか。これは、その点で一度出してくるんですから、この際ここで発表していただきたいと思ひます。それがいいか悪いかは別の問題ですよ。そこま

でつまびらかにしておかないと、雲をつかむような感じでストップがかつたというふうなことで、むしろそれは一つ再質問の中で、お読みになつても結構ですから、教えていただきましたいと田井います。これは議事録の中にもちゃんと論議した、こういうものが表決したというところで、残りますので、これは書いてあるものをお読みになつても結構です。から、一つあまり省略されずに、時間もたっぷりあるようにするので、お答えにいたします。

それから、これは本当に大変なことになりますので、私はもう一度、あるいは波乱を生むということにもなるかもしれないけれども、国家機密と云うようなものを、そんなに軽く感ぜるといふことは、本当に大羊の国会で決めたものも国家機密だといふふうにお考えになつてゐるとすれば、これは本当に大変になつてしまふわけですから、ぜひともこの際そういうお考えを持ってあられるふ

うば、改めていただきたいと思います。

それからこれは当然、国家機密と云うもののこのスパイ防止法でいう国家機密を守ると言っているわけですが、もう一度そういう点では改めてお聞きしますけれども、どの範囲か。先ほどは国会で決められたものはすべてだと言っている。私はそういうことはおかしいと思うので改めてお聞きします。同じ質問の内容で申しわけないんですけども。

それから防衛機密の問題ですけども、つつ抜けになっているというふうになって、つつ抜けになっているという事ですね。しかし現実には私たちの見えないうちで衛星はほとんど飛んでるわけですね。スパイ衛星が地上物件を空中からすべてとり、それはほんの数メートルのというふうな状況になっているわけです。配備やその配置からすべてわれわれは知らない

けれども全部つつ抜けになっております。なってるわけですから、現実には。そういうふうにならんとやってるわけですね。主にこれを飛ばしてるのは、残念ながら、アメリカとソ連のスパイ衛星です。こういうもので四六時中こういうものが写真をとられて察知されております。そういうものに義憤を感じて抗議されたことがありますが、人が出てきて、日本の地形がどうなのか、武器はどこにあるのか、人員が配置されているとか、そういうこともそれはそれで必要なんでしょうけれども、現実にはそういうふうな上空からやってくるわけですね。これは否定しただい事実では。しょうちゃん新聞に発表してるじゃないですか。ソ連のミサイルがどこに配置されているか、毎日発表されているわけですね。その点も当然あるでしょうし、そういう実態があるのに、あなたに抗議したことはあるんですか。これだけこういう防衛機密が大事だと言っている